

第13回規制支援審議会

議事要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力安全・防災研究所

日時：令和7年2月3日（月）10:00～12:00

開催方法：オンライン会議

出席者（敬称略、順不同）：

委員：藤田委員長、青木委員、阿部委員、内堀委員、小田委員、樋渡委員

オブザーバー：（原子力規制庁）永瀬、栴島、知見、根塚、古田、坂田

原子力機構：門馬、西山、天谷、外池、宗像、塙、江坂、中村、鬼沢、安食、宇田川

議事次第：

1. 委員長の互選
2. 原子力安全・防災研究所の概況
3. 前回答申への対応状況
4. 実効性、中立性及び透明性の確保のための考え方（案）

配布資料リスト：

規審13-0：第13回規制支援審議会 議事次第（案）

規審13-1：第13回規制支援審議会 委員名簿

規審13-2：第12回規制支援審議会 議事要旨

規審13-3：原子力安全・防災研究所の概況

規審13-4：第12回規制支援審議会の答申への対応について

規審13-5：原子力安全・防災研究所の予算及び人員の状況

規審13-6：原子力安全・防災研究所の外部資金の状況

規審13-7：「中立性ルール」に関する関係者への教育及び結果について

規審13-8：安全研究・防災支援部門における決裁権限とその実施状況

規審13-9：規制支援に係る受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況

規審13-10：実効性、中立性及び透明性の確保のための考え方（案）

規審参13-1：「安全研究・防災支援部門が実施する規制支援活動が十分な中立性と透明性を保つための方策の妥当性やその実施状況について」の審議結果（答申）

規審参13-2：規制支援審議会の設置について（25（達）第39号）

規審参13-3：「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について－中立性・透明性の確保について－」

規審参13-4：「原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのための安全研究」に係る予算及び人員について

議事：

1. 委員長の互選

委員長の互選に先立ち、日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、神田委員が退任され、内堀氏が新たに委員として任命されたことが報告された。委員長の互選に当たっては、委員から藤田委員を推薦する意見があり、各委員の賛同が得られたことから藤田委員に委員長をお願いすることとなった。

2. 原子力安全・防災研究所の概況

原子力機構から、規審 13-3 に基づき原子力安全・防災研究所（以下「当研究所」という。）の概況について説明がなされた。

委員から、担当理事が研究開発力強化領域の領域長を兼務していることによる中立性や利益相反への影響の有無について質問があり、意思決定は理事長一所長のラインで実施され、担当理事はあくまで理事長を補佐する立場であるため影響はない旨が回答された。なお、理事の所掌分担については、次回の審議会で報告することとなった。

委員から、実効性、中立性及び透明性を確保するための取組が対外的に公表されているかについて質問があり、その取組については中長期計画を策定した上で理事会において決定し、取組状況は国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会において公表している旨が回答された。なお、実効性、中立性及び透明性を確保するための方策を公開していくことに関しては、次回の審議会でその検討状況を報告することとなった。

3. 前回答申への対応状況

原子力機構から、規審 13-4～規審 13-9 に基づき、第 12 回規制支援審議会における答申への対応に関し、当研究所の予算及び人員の状況、外部資金の状況、中立性ルールに関する関係者への教育及び結果、決裁権限とその実施状況及び規制支援に係る受託研究等の実施状況について説明がなされた。主な質疑応答の内容は以下のとおりである。

（当研究所の予算及び人員の状況）

運営費交付金予算は、これまでと同様に十分に配賦されていること、安全研究センター及び原子力緊急時支援・研修センターにおいて、それぞれで適切に執行されていること、引き続き機構部会において情報を開示することで答申へ対応していることが確認された。

（ルールの教育の内容及び結果について）

委員から、中立性及び透明性を確保する上で判断に迷う事象があった場合に、相談窓口などの体制が整備されているかについて質問があり、当研究所の戦略推進部や研究計画調整室が窓口となって対処している旨が回答された。また、委員から、アンケートを記名式にすると回答しにくいのではとの質問があり、改善のために無記名式を検討していく旨が回答された。さらに、委員から、教育の対象者として、関係する経営企画部や監査室などの本部組織の職員や役員も含めた

方がいいのではとの意見があり、今後、対象範囲の拡大について検討していくこととなった。

(当研究所における決裁権限とその実施状況について)

委員から、組織改正に伴い、所長が推進側の組織を兼務していないため中立性に関する懸念が解消されたという点は、現状はそうであるが制度的に担保されるのかという質問があり、何らかの対応が必要と考えている旨の回答があった。その検討状況については、次回の審議会で報告することとなった。また、委員から、センター内の人事の提案から決裁までの流れについて質問があり、理事長、理事、所長、センター長等の役職者の決裁における役割について次回の審議会で報告することとなった。

まとめとして、センター長の権限を超える決裁状況について、組織改正前は決裁権限の変更が継続して実施されたこと、組織改正後は理事の決裁権限が所長に移ったことから、その結果としてこれまでの懸念が解消されたことが確認された。

(規制支援に係る受託研究、共同研究等の実施状況について)

受託研究、委託研究及び共同研究の実施状況について、現行のルールに沿った自己点検の結果、再委託も含めて問題がなかったことが確認された。

4. 実効性、中立性及び透明性の確保のための考え方 (案)

原子力機構から、規審 13-10 に基づき、実効性、中立性及び透明性の確保のための考え方 (案) について説明がなされた。

委員から、原子力事業者等や原子炉設備メーカーの定義について、抜け漏れを防ぐためにこれらに準ずるといった規定ぶりにした方が良いのではとの意見があり、対象範囲の規定について検討することとなった。また、委員から、利益相反という言葉があいまいなままで使われているという意見があり、定義を明確にすることとなった。

委員から、原子力事業者等と共同で実施できる部分と実施できない部分の区別があいまいであるとの意見があり、記載の明確化について検討することとなった。

オブザーバー (原子力規制庁) から、産業界との共同研究については原子力規制庁としても関心を持っており、産業界と実施可能な共同研究の目的や内容について、一緒に議論していきたい旨のコメントがあった。

これらの議論を受けて、この考え方 (案) については、言葉の意味合いを明確に定義しながら、異なる解釈の余地が少なくなるよう修正していくこと、その内容については、追加の審議会の開催も含めて、引き続き議論していくこととなった。

5. その他

原子力機構において、本日の議事要旨、答申書の案をまとめ、後日委員にご確認いただくこととなった。

以上